

令和8年3月2日

建設工事入札参加登録業者 各位

川 口 市

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

令和8年3月から適用される公共工事設計労務単価が令和8年2月17日付けで決定され、本年度当初の労務単価と比べ、全国主要12職種平均で4.2%、全国全職種平均では4.5%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と比較して、全国主要12職種平均で93.4%、全国全職種平均で94.1%の上昇となっています。

これに伴い令和8年2月26日付けで国土交通省より各都道府県知事外政令指定都市の市長を始め県内の市町村長並びに建設業団体の長あてに「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」が通知され、改めて適切な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金支払等の促進を要請されております。

本市におきましても、新たな設計労務単価の適用を開始しており、新労務単価の上昇が技能労働者の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて特段の配慮をお願いいたします。

記

1. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者への適切な賃金の支払い、下請契約を行う場合の適切な価格での契約締結への配慮につきましては、これまでも「市内業者の活用等について」や「入札参加者の注意事項」におきまして特段の配慮をお願いしているところであります。今後におきましてもこの点に十分留意いただき、なお一層のご配慮をお願いいたします。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底について

新労務単価においても、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されております。

つきましては、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ賃金の支払いと社会保険等への加入について適正な措置を取られますようお願いいたします。

また、下請契約の締結にあたっては、標準見積書の活用等により法定福利費の内訳明示を推進するとともに、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結をお願いします。

3. ダンピング受注の排除について

建設工事の入札におけるダンピング受注は、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に支障を来している一因とされております。ダンピング受注の排除を含め、契約金額の適正化については、これまでも国土交通省より各自治体に対して要請がなされておりますが、本市におきましても低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用して契約金額の適正化を図ります。

また、元請業者が、下請契約を締結する際には、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底してください。

担当：理財部契約課工事契約係
電話：048-258-1237（直通）

令和8年3月2日

建設工事入札参加登録業者 各位

川 口 市

市内業者の活用等について

建設工事等の発注にあたりまして、本市では、市内経済の活性化及び市内業者の健全な育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者への発注に努めております。

つきましては、建設工事入札参加登録業者各位におかれましては、市内業者の活用等を推進する本市の考え方についてご理解をいただき、本市発注工事を受注された際には、下記事項についてより一層のご配慮をいただきたくお願いいたします。

記

1 下請負業者の市内業者の活用について

本市発注工事の施工に際し、工事の一部を下請発注する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。

2 資材、物品購入等の市内業者の活用について

工事施工に必要な建設用資材や物品等の購入や借入れをする場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。

なお、本市では、市内中小企業の振興と地域経済循環の活性化に資するため「川口市産品公共工事活用促進制度」に取り組んでいますので、公共工事の見積等にあたり、参考としてください。

詳しくは、本市ホームページ（経済部産業振興課）からご確認ください。

URL : <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/5655.html>

3 適正な賃金の支払いについて

本市が発注する工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の積算標準単価表等により積算しております。受注者におかれましては、この公

共工事設計労務単価が14年連続で引き上げられている点に留意いただき、下請契約を行う場合についても適切な価格で契約するとともに、労働者への適切な賃金の支払いに特段の配慮をお願いします。

4 社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払の徹底について

社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払を徹底するとともに、建設工事の元請業者は、下請業者に対して、令和7年12月10日付国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、指導等を行ってください。

5 建設業退職金共済制度への加入等について

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の向上を図るために設けられたもので、建設労働者が建設業の仕事に従事できなくなったときの退職金制度です。

公共工事ではこの制度に伴う掛金相当額が経費に含まれています。下請業者を含め、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、建設業退職金共済に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するよう制度の普及徹底に努めるとともに、次の事項に留意してください。

- (1) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書（原本）を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1カ月以内に工事担当課に提出してください。
- (2) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出した受注者は、請負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により工事担当課に提出してください。
- (3) 500万円未満の工事については、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の工事担当課への提出の必要はありませんが、当制度の趣旨に則り500万円未満の工事についても共済証紙の購入に努めてください。

担当：理財部契約課工事契約係
電話：048-258-1237（直通）